

主たる事務所の移転及び「事務所設置に関する細則」改正について

2022 年 1 月 1 日付でのオフィス移転に伴い、主たる事務所の移転及び「事務所設置に関する細則」改正について、承認頂きたい。

1. 【主たる事務所の移転】 ← 登記に必要な事項

(現状の主たる事務所) 東京都千代田区内神田三丁目 6 番 2 号

(移転後の主たる事務所) 東京都千代田区内神田二丁目 12 番 6 号

(移転予定日) 2022 年 1 月 1 日

(移転の趣旨) 第 143 回理事会にて説明の通り

2. 【「事務所設置に関する細則」改正】

(現行の細則)

第 1 条(削除)

第 1 条の二 当センターの事務所を東京都千代田区内神田三丁目 6 番 2 号に置く。

付則 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

付則 2 この細則は、1997 年 5 月 16 日から施行する。

付則 3 この細則は、1998 年 2 月 9 日から施行する。

付則 4 この細則は、2001 年 9 月 25 日から施行する。

付則 5 この細則は、2012 年 8 月 27 日から施行する。

(改正案)

第 1 条(削除)

第 1 条の二 当センターの事務所を東京都千代田区内神田二丁目 12 番 6 号に置く。

付則 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

付則 2 この細則は、1997 年 5 月 16 日から施行する。

付則 3 この細則は、1998 年 2 月 9 日から施行する。

付則 4 この細則は、2001 年 9 月 25 日から施行する。

付則 5 この細則は、2012 年 8 月 27 日から施行する。

付則 6 この細則は、2022 年 1 月 1 日から施行する。

以上